

京都大学	博士（法学）	氏名	吉原 雅人
論文題目	法の存立基盤と市民的秩序構想 ——社会的人工物としての法の存在論——		
(論文内容の要旨)			
本論文は、法を社会的構築物であるとする従来の法理論が私人による法創造の契機を周縁化してきたことを問題視し、社会存在論と人工物の哲学の知見を援用することにより、一般市民による法実践が法の存立基盤として重要な位置を占めているということを描き出す法理論を構想する試みである。その論述は、これまでの社会構築主義の法理論をめぐる批判的な検討（第一章）に始まり、法の人工物理論の観点からする、一般市民の実践を中心に据えた法の実践基底モデルの提示（第二章）を経て、従来の法理論において中心的な位置を占めていた公務員集団の法理解をめぐる可謬性の考察（第三章）を挟み、法体系の中で市民が担う役割の具体例を用いた説明（第四章）という形で展開されている。 第一章では、英語圏の法哲学研究における、H. L. A. Hart以降の社会構築主義の法理論が典型的に整理され、その限界と可能性が検討される。具体的には、Hartの実践説、その知見を発展させた二種類のコンヴェンショナリズム（調整的モデルと構成的モデル）と集団的社会計画モデル、そして制度的事実の理論が俎上に載せられる。そして、詳細な検討の結果、Hartとその知見を発展させる論者たちによる実践説の諸理論は、いずれもRonald Dworkinが提起する理論的不同意の問題を克服できず、また私人による法創造の契機を適切に位置づけることができない点で決定的な問題を抱えているのに対して、John Searleの制度的事実の理論を応用する試みは、その多元主義的な傾向に問題の余地が残るものの、一般市民による法実践に重要な位置づけを与えるような種類の社会構築主義の法理論を構築する端緒となりうることが示される。 第二章では、近年の法哲学研究においてにわかに注目を集めている法の人工物説を独自の観点から発展させ、一般市民の実践を中心に据える法のモデルを提示することが試みられる。まず、法の人工物説の主唱者とされるLuka BurazinやCorrado Rovorsiなどの議論を参照することで、法が複合的な性格を有する制度的人工物であることが確認されるとともに、人工物の存在構造の解明にあたり重要とされる機能の要素が、製作者の意図ではなく複製の歴史的プロセスという観点から特定されるべきことが指摘される。次いで、植原亮が提唱するふるまい説に依拠することで、制度的人工物としての法の存在は、公務員集団が共有する法の識別基準への適合ではなく、法を用いる市民の実践の安定的な持続にこそ定位すべきであることが説かれ、その関連で法の妥当と存在という区別が導入される。最後に、この実践基底モデルが、第一章で取り上げられた社会構築主義の法理論に対して提起される批判を適切にかわすことができることが示される。 第三章では、法の実践基底モデルの観点から、公務員集団の法理解をめぐる可謬性が考察される。まず、Matthew Kramerの整理に依拠することで、法の客観性が心理独立性及その認識的指標としての可謬性の要請に定位される。次いで、Andrei Marmorをはじめとする不可謬主義者の主張する議論の構造が分析され、その議論の内容は法の客観性を大きく阻害するものではないとの診断が与えられる一方、制度的人工物としての法が備えている構造の複雑さを踏まえれば、その議論の根拠が掘り崩されることが指摘される。最後に、こうして確保された公務員集団の法理解をめぐる可謬性が、法体系内での市民による法創造の余地を認める契機となることが説かれる。			

第四章では、法の実践基底的モデルを踏まえて、法体系の中で市民が担う役割について具体例を交えた説明がなされる。まず、公務員の法的地位が、公務員により識別される法規範を法と扱う市民の安定的な実践により構成されることが指摘される。次いで、実践基底的な法のモデルが、大村敦志が提唱するシビル・ロー・エンジニアリングと呼ばれる市民的秩序構想をより良く理論化できることが示される。最後に、法体系内での市民による積極的な法創造を可能とする三つの経路の候補として法源・法規範・法体系全体が提示され、その各々において市民の法創造の余地が十分に存在することが論じられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、市民による法実践を基底とする法のモデルを、法哲学の観点から構想することを目的とするものである。法を社会集団の実践に基礎づける従来の法理論の多くは、法の管理・運用に関与する公務員集団に定位し、その法実践に焦点を当ててモデル化の作業に取り組んできたところ、本論文はそのような想定に真正面から異論を投げかけ、むしろ市民の法実践に定位すべきことを主張する。

本論文の特徴は、何よりも、敢えて従来の法理論の枠組みの中でこのことを試みている点にある。何が法かを識別するルールを共有しているのは公務員集団だけであるとするH. L. A. ハートから出発し、それら一連の社会構築主義の法理論が抱える問題を丹念に指摘したうえで、それらへの適切な対応の延長線上に自らの構想を提示しようとする本論文の試みは、現在の主流の法理論に果敢に挑戦し、説得的な論証を通じてそれを内側から書き換えようとする野心的なものと評価することができる。

さらに、法哲学研究における最新の議論動向を踏まえ、法の人工物説によって自らの構想を基礎づけようとしている点も、本論文の重要な特徴である。ジョン・サルに示唆を得て法を制度的人工物とみなすこの学説は、日本では未だ研究の蓄積が進んでいない理論であるところ、本論文が、その現在の議論状況を適切に整理するのみならず、法の存在はこれを用いる市民の実践の安定的な持続によって支えられていると指摘することで、その議論の発展に独自の貢献を行っている点は、特筆に値する。

加えて、本論文は、自らの構想を展開するかたわら、様々な法哲学上の重要問題に一定の解答を与え、あるいは鋭い知見をもたらしている。例えば、ロナルド・ドゥオーキンが提起する理論的不同意の問題に対する社会構築主義からの説得的な応答方法の案出、法の妥当と存在の区別方法および法源と法規範の区別方法の提案、さらには法の客観性と法理解の可謬性をめぐる精緻な分析など、その本来の目的を離れてもなお重要性を失わない法哲学的な考察を本論文は多く含んでいる。

もっとも、本論文には、市民による法創造の具体的なあり方をめぐる分析が未だ萌芽的な状態に留まるなど、議論が十分ではない点も見受けられる。しかし、これらの点は、市民による法創造に開かれた法理論の構想を説得的に提示した本論文の価値を些かも損なうものではなく、むしろその構想に将来の発展可能性が残されていることを示すものと理解すべきである。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和6年1月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降